

1. 件 名：国立大学法人東京大学の原子炉施設保安規定の変更承認申請に関する東京大学とのヒアリング
2. 日 時：令和4年7月21日（木）16時00分～16時30分
3. 場 所
 - (1) 原子力規制庁 10階南会議室
 - (2) 国立大学法人東京大学
※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
 - (1) 原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
島村主任安全審査官、立元管理官補佐、井上安全審査専門職
 - (2) 国立大学法人東京大学
大学院工学系研究科原子力専攻 教授 他2名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料 資料1：オンライン面談用説明資料—廃止措置計画書の変更について—
令和4年4月13日（※）
資料2：原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

※ <https://www2.nsr.go.jp/data/000387568.pdf>

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、それでは規制庁シマムラです。
0:00:04	はいそれではこれから
0:00:08	東京大学、
0:00:10	の原子炉施設保安規定のヒアリングを開始いたします。
0:00:17	本日、
0:00:20	資料、
0:00:22	ご用意いただいておりますけれどもまずその前にこちらのメンバーが変わったことをごさいますて、東大炉の現在の状況について、簡単にご説明いただければと思いますのでよろしくお願いたします。
0:00:42	はい。それでは、口頭で紙資料、
0:00:49	そちらに、お手元にありますでしょうか。資料は1月13日の演壇用資料が入ります。
0:00:58	はい。それではその4月13日の面談の資料をベースに係る現状についてご説明いたします。
0:01:07	東大やユーロ2ページ目でございます。大安色は、市、ここに写真がございますけれども、2キロワットの出力の原子炉でございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:18	3月30、あ、ごめんなさい2011年の3月31日、3月30日で止める予定だったんですけど3月11日で、
0:01:28	気鋭研究ページいたしましてそれから、廃止措置に入っております。
0:01:38	燃料の具体的な概要につきましては3ページに書いてございますけれども、
0:01:45	真ん中に燃料がある杉井それからその
0:01:52	外バーにブランケット燃料があるというそういったようなものでございます。
0:01:59	このうちの燃料体につきましてはすでに
0:02:05	アメリカの方に返却が進んでございまして、
0:02:10	その返却のために、燃料の設置版を実施したんですけども、その
0:02:19	マイク。
0:02:20	はい。
0:02:22	切断の切り子がまだ残っていて、それについては、JAさんの方に払い出す、予定払い出すというか、譲り渡す予定になってございます。
0:02:39	4ページ目が、そこに書いて今申し上げたことが図面で書いてあるということで切子のJAEAさんに渡すという形になってございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:51	5 ページ目は履歴でございますけれども、そこにありますように、3月11日に緊急停止しましたのでそれで9ページ、最初に申し上げたように、となっております。
0:03:07	その後、何回かの廃止措置計画を、の所、変更を承認を踏まえて一番下から2番目にありますけれども、
0:03:18	燃料については、アメリカに移転。
0:03:24	すでにされてございます。
0:03:26	で、
0:03:27	このためにですね、廃措置計画の変更ということでこれ出していますけれども、
0:03:34	それは重層工程を見直した面ってのは、遊佐さん、何か変な共有されちゃうんだけど、共有しない方が、
0:03:51	浅尾さん、
0:03:54	うん。
0:03:56	あ、ごめんなさい、今、今すいません。はい。ちょっとすいません画像上坂さんのデスクトップが共有されちゃいましたんで、菅
0:04:07	そのまま進めたいと思いますんで、その上と。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:13	の中に、切り子輸送するためのを含めた廃止措置計画の変更が行っております。その工程が若干遅れたということで変更して、申請してまいります。
0:04:28	6 ページがその具体的なところでございまして、2021 年度から 22 年度にメール譲渡の
0:04:42	譲り渡しですね、本来は、
0:04:45	21 年度に水が足されたんですけれども、
0:04:48	実際には銀行の方が今年度もしくは来年度という形になりますので 7 ページにありますように、燃料を譲り渡しの、
0:05:01	矢印が少し後ろにあった。
0:05:04	しかしながらですね、最終的な廃止措置の終了確認まだ予定ですが、
0:05:11	そこについては、寄付していきたいという形で、
0:05:17	やっているという形でございます。
0:05:20	以上が概要でございまして本日は、
0:05:25	その中でですね廃措置計画の方の変更申請の中にも、誤記訂正をさしていただいたんですけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:34	その
0:05:38	排除し計画の方の誤記訂正に合わせて保安規定の方の誤記訂正もをさし ていただきたいということでの申請でございます。
0:05:47	以上、簡単でございますが、概要についてご説明いたしました。
0:05:54	はい。
0:05:55	規制庁嶋村です。はい、ありがとうございます。それでは、すいません 引き続いて、
0:06:00	本日のヒアリング資料の説明、
0:06:05	もうお願いできますでしょうか。
0:06:08	はい。
0:06:11	じゃ、岩崎さんの方からお願いできますか。
0:06:18	はい。それでは見えてますでしょうか。
0:06:22	入っております。寝ております。
0:06:25	はい。
0:06:27	それではですね、今回の保安規定申請させていただきましたヒアリング ということで、ご説明させていただきたいと思います。
0:06:39	江藤申請した際にですね、井上様より、保安規定審査基準に対する本、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:49	変更申請の適合を説明した資料を準備するようということでした。
0:06:55	それで作り出したのが、今見ていただいている資料になります。
0:07:00	左側に保安規定審査基準、右側に、今回ですね、2022年6月24日に申請させていただきました保安規定。
0:07:11	の内容を記載しております。
0:07:15	保安規定審査基準ということで、幾つか
0:07:21	あったと思いますけれども、今回の誤植に関する変更っていうのは、審査基準のうちの両（17）。
0:07:33	さらに、片括弧2、
0:07:36	のところに、使用前事業者検査で事件。
0:07:42	の実施に関することが定められていることというところがありまして、ここに該当するのかなと。
0:07:51	考えております。
0:07:57	右側の保安規定改定のところを見ていただきたいと思います片括弧2のところの第1パラグラフのところを書いてありますけれども、
0:08:08	東大炉の施設保安規定第19条というところには、施設管理のことが書いてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:19	この中の第 19 条の 7 のところに定期事業者検査の項目がありまして、 I 措置計画書に示す設備の性能を維持する期間に限って、
0:08:31	定期事業者検査を行わなければならない。
0:08:34	というふうに定めています。そしてさらにその第 2 項にですね、別表 9 というものを掲げておりまして、性能維持施設の性能検査を年 1 回しな ければならないと。
0:08:48	いうふうに定めております。さらにですね、保安規定第 20 条というと ころが自主研自主点検という項目になっておりまして、
0:09:00	I 措置計画書に示す設備の性能を維持する期間に限って自主検査を行わ なければならないと定めております。ここでもですね先ほど申し上げま した別表第 9、
0:09:13	性能維持施設の性能検査というのが出てきます。
0:09:18	この別表第 9 というものなんですが、
0:09:22	施設区分、
0:09:24	設備区分、
0:09:25	対象機器、維持すべき性能、検査項目という、五つのカラムから成って おります、表になっています。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:38	この別表第9なんですけれども、前回の3条改正の時、
0:09:44	2返照取り入れがありました。その際に、この
0:09:50	維持すべき設備に関しては、添付書類扱い、扱いだったんですが、性能 維持施設の記述というものが、本文の記載事項となって、
0:10:03	維持すべき性能が追加記載となって更新されました。
0:10:09	実際このときに、誤植が起こったということになります。後でまた述べ させていただきます。
0:10:19	今回の誤植に関しましては、今の別表第9に関しまして、節、
0:10:27	施設区分が、
0:10:29	原子炉格納施設、
0:10:32	設備区分が、原子炉室、対象機器として、気密扉。
0:10:37	維持すべき性能として、空気漏えい率、5%%。
0:10:44	アワー以内っていうのが、誤植なんです。そう記載されておまして、 検査項目が作動検査、
0:10:52	ここの部分が今回の誤植の箇所になっております。
0:10:58	以上が1パラグラフ目のご説明でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:04	これを踏まえまして、次にですね、嶋村様よりですね、ヒアリングの時に確認事項、
0:11:15	が三つあるということで、そのご説明をさせていただきたいと思いま
0:11:21	まず1点目の確認事項ですけれども、
0:11:25	保安規定に誤記がなさで、今回の申請に至るまでの経緯ということで、それが第2パラグラフ目のところに記載してございます。
0:11:39	設置変更承認申請上の原子炉室は、原子炉格納施設として位置付けており、空気漏えい率は、水中、6mmの
0:11:52	負圧で24時間の空気漏えい率5%と記載されている。
0:11:58	また、廃止措置計画、直近で、令和3年6月25日承認及び原子炉施設保安規定令和3年3月30日承認これも直近です。
0:12:13	における原子炉格納施設の維持すべき性能としての空気漏えい率は5%パーアワーと記載され、設置変更承認申請書と、
0:12:24	廃措置計画及び保安規定との当該性能基準、基準にそごがあると。
0:12:31	この記載の異なりはあい措置計画及び保安規定を前回時に、変更申請した際に誤って転記したことによると、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:42	これが
0:12:46	1 番目の、
0:12:47	確認事項であります今回の申請に至るまでの経緯となります。
0:12:53	次にですね確認のポイントとしまして、二つ目に挙げられましたのが、
0:13:00	維持すべき性能の記載が誤っていたことによる災害の防止上の支障の有 無ということでございます。それが、
0:13:10	4 番目のパラグラフのところに記載されてございます。
0:13:14	なお、
0:13:15	保安規定上の誤植である 5%パーアワー基準値は、設置変更承認申請書 に明示する本来の 5% / d a y。
0:13:26	基準値よりもゆるい値であるが、上述のように、実際の県自主点検にお いては、本来の厳しい基準値 5% / d a y。
0:13:37	で、合否判定しているために、保全上何の問題もない。
0:13:45	ということです。
0:13:48	下に表をつけておきました。
0:13:53	変更承認申請書におきましては性能基準値が 5% / d a y 以内です。こ れをは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:04	時間単位に換算しますと、0.21%パーアワーになります。
0:14:10	廃止措置計画、
0:14:12	及び保安規定におきましては5%パーアワー以内、これ誤植ですけれども、
0:14:19	その次にですね、定期自主検査要領書というのがありまして、保安規定が3月30日に承認された後に、定期検査というものを行っております。これ事件です。
0:14:37	東大では事件というのは、7月8月、夏に行われています。まさに今年2022年っていうのは、今やっているところですけども、
0:14:47	前年度ですね、2021年の1ヵ年点検閉事件の時の要領書におきましては、
0:14:57	当該設備の性能基準値というのは5%/day以内というふうに記載されております。これは設置変更承認申請書と整合
0:15:09	している値でございます。
0:15:13	以上のことからですね、
0:15:18	実際の点検結果というのは、本来の性能基準値で判定しておりまして、誤った基準値で判定をしていたわけではないと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:30	ということですので、災害の防止上の支障の有無はないということがございます。
0:15:36	次にですね、三つ目の、
0:15:40	確認事項としまして、
0:15:43	誤記を修正することによって、保安のために講ずべき措置に必要な施設管理の内容に変更はないことということがございます。
0:15:55	これが第 3、
0:15:56	パラグラフ目に書いておきました。
0:16:00	原子炉格納施設、
0:16:03	としての原子炉室の機密漏えい。
0:16:06	率試験は、年 1 回の定期自主検査で実施しております。自主点検チェックシートにおける判定基準値は、
0:16:15	A - 58.8 P A S C A L、2.5%以下であることとしている。毎年の点検結果は、
0:16:25	この基準、設置変更承認申請書に喜寿記載されている性能基準と同様を満足することで、良好と判断している。
0:16:36	ということで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:39	内容に変更はないということで回答させていただきます。
0:16:46	以上が、今回の保安規定に関するヒアリングの説明になります。
0:16:54	はい。規制庁島村ですはいどうもありがとうございました。
0:16:58	それでは確認事項がありましたらお願いいたします。
0:17:04	それでは規制庁シマムラから、最初、
0:17:08	ちょっと確認させていただきますけど
0:17:11	先ほどご説明の中で
0:17:14	令和2年とか3年度の三条改正の折に、
0:17:21	廃止措置計画の方で維持すべき性能というのを、
0:17:27	明記。
0:17:29	したということで今回の
0:17:31	この下、格納施設の漏えい率、
0:17:34	が、
0:17:37	数値として出てきたと思うんですけれども、保安規定の方は3条改正の前はこの5%という数字は、
0:17:49	なかったということで、という理解でよろしいでしょうか。
0:17:55	はい。ありません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:57	3条改正。
0:18:00	の時には、性能を維持すべき施設ということでこれが添付書類の5だったと思うんですが、記載しておりました。
0:18:10	その時にもスペックっていうのは記載されておりました。それが三条改正の時に、格上げというか本文に記載するようになって、
0:18:20	そのときに性能を記載せねばならなかったということで、その時に誤って研究をしてしまったと、ということです。保安規定の方でも同様に、そのスペック、
0:18:35	を記載することは、記載はしていませんでした。
0:18:41	はい、わかりました。ということは保安規定が認可されたのがそこにあるのに、
0:18:49	昨年3月30日、
0:18:53	ということなんでそれから1年ちょっとぐらいの間、
0:19:00	今の状態。
0:19:01	であったということですね。
0:19:04	はい。
0:19:06	起こりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:08	おっしゃる通りです。
0:19:11	申し訳ございません。
0:19:16	そうですね。
0:19:18	ただ品種東条はですね、認識しておりまして、次回の保安規定の改定の際には、ここの修正をするようにということで、
0:19:32	そういう認識でございました。
0:20:42	原子力規制庁のタツモトです。今回の変更の内容については理解しました。
0:20:49	それとは別にですね、1点、
0:20:52	確認をしたいんですけども、今申請書でつけてもらっている別表第9ですね、性能維持施設の性能検査という表なんですけど、
0:21:02	この題名が、その別表第9 性能維持施設の性能検査括弧、第20条第1項関係。
0:21:11	第20条第1項引っ張ってきてるんですけども、
0:21:15	実際、別表第9期というのが出てくるのは、その定期事業者検査の第19条の7。
0:21:25	なのではないかと思ってるんですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:28	その辺いかがですか。
0:21:45	マブチですけどもよろしいでしょうか。
0:21:49	規制庁タツモトですお願いします。
0:21:51	ご指摘のお話がありました 19 条と 20 条の部分ですけども、定期事業者検査につきましては確かに J P 上の方にうたってるんですけども、
0:22:03	それとは別に、自主点検のところと同様の項目をうたっておりますので、そういう意味での関連する事項ということで第 20 条のやつを入れてる形になります。
0:22:16	私からのコメントは、今その別表第 9 で書かれている、第 20 条第 1 項関係ってというのは、第 20 条第 1 項だけでいいんですかという質問です。
0:22:31	ちょっとお待ちいただけますか。規程の方もちょっと確認させていただきます。
0:22:39	はい。お願いします。
0:25:08	もしもし、丸ですけどもよろしいでしょうか。
0:25:11	規制庁タツモトです。お願いします。はい。19 条の 7 の方で、定期事業者検査の方で確かに具体的に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:20	性能維持すべき設備について、検査をなさいよで1回以上検査をなさいよっていうふうに謳っているだけで、
0:25:27	そして、それで別表第9の引用して20条の本は自主点検でそれについてさらに詳細のスペックを定めているっていう形での記載になってます。
0:25:39	峠規制庁タツモトです。別表第9の性能維持施設の性能検査ってというのは、自主点検のことしか言ってないんですか。定期事業者検査のことがつくんじゃないんですか。
0:25:51	いや、定期事業者検査を実施することっていうことで19条の7で定められてありまして、その内容的には自主点検にも同様に、なってますので、第20条のほうで自主点検の方で、
0:26:03	さらに詳細の方を定めてるってというような形での書きぶりになってます。
0:26:08	ですから、別表第9の方は、
0:26:12	おっしゃる通り定期事業者検査の方のスペックも兼ねてますけども、
0:26:21	規制上タツモトで、であれば、第19条の7もうこの、
0:26:25	入ってくるんじゃないんですが別表第9のこの括弧の中に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:36	そういうようなお話であれば、今回の変更に合わせてその 19 条の 7 ページの別表第 1 件の頭の方に入れる形でも、
0:26:45	おかしくはない通りも思いますけども、現状のあれでは、こちらに東京大学の方としては現状の書きぶりで特段問題はないのかなという認識ではおりました。
0:28:11	規制庁タツモトです。
0:28:13	やはりその別表第 9 を見たときに、20 条第 1 項関係だけの記載だと、それだけにしかかからないように読めるので、第 19 条の 7、
0:28:22	を明記してください。
0:28:24	その上で、他の
0:28:27	別表とか、もう大丈夫ですよっていう確認をお願いしたいんですけど、よろしいですか。
0:28:35	了解しました。
0:29:36	はい。
0:29:37	大丈夫。
0:29:40	はい。
0:29:41	それでは

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:43	規制庁からの配布、確認したい事項については、大体以上となりますけれども、東大さんの方から何か。
0:29:51	ございますでしょうか。
0:30:05	すいませんヨシザコです。
0:30:08	今の別表第9のところで、括弧書きで、第20条第1項関係ということで、そこを、第19条の7。
0:30:22	第2項、
0:30:23	及び第20条第1項関係ということにすればいいということだったかと思えますけれども、
0:30:31	これを、今回補正申請という形で、
0:30:37	させていただければよろしいということでしょうか。
0:30:48	はい。
0:30:49	はい。それでは、大丈夫かと思えますけれども、あとは念のために他に同様なものがないか、一応、
0:31:01	チェックいただければと思えますけれども、
0:31:10	了解しました。
0:31:17	他、よろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:27	はい。それでは
0:31:31	ないようですので、本日のヒアリングはこれで終了いたします。
0:31:37	どうもありがとうございました。
0:31:41	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。